

会議、議事録等の公開について（案）

本検討会は、議事内容の透明性の確保を図る観点から、会議及び議事録、資料等については、以下に該当する場合を除き、公開することとする。

- ① 個人に関する情報を保護する必要がある場合。
- ② 公開することにより、国家試験の公正な運営に支障を及ぼすおそれがある場合。
- ③ 公開することにより、特定の者に不当な利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある場合。
- ④ 公開することにより、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがある場合。